

教育民生常任委員会会議録

1. 開催日 令和6年3月11日（月） 9時35分～9時47分
2. 開催場所 玉城町役場 3階 第1委員会室
3. 出席委員 (6名)
委員長 谷口 和也 副委員長 坪井 信義 委員 坂本 稔記
委員 井上 容子 委員 前川さおり 委員 中西 友子
4. 欠席委員 なし
5. 説明のため出席した者の職・氏名
町 長 辻村 修一 副町長 田間 宏紀 教育長 中西 章
教育委員会事務局長 梅前 宏文 保健福祉課参事 見並 智俊 地域共生室室長 中西扶美代
地域共生室室長補佐 西野 珠代 保健福祉課参事 川口 文香
6. 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 中西 豊 同書記 福井希美枝
7. 会議録署名委員 井上 容子 委員 前川さおり 委員
8. 委員会付託議案審査について
第1 議案第7号 玉城町使用料条例の一部改正について
第2 議案第9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
第3 議案第10号 玉城町介護保険条例の一部改正について

開会の宣告

(午前9時00分 開会)

○委員長(谷口 和也) それでは、時間になりましたので、教育民生常任委員会を開催をいたします。

ただいまの出席委員数は6名で、定足数に達しておりますので、教育民生常任委員会を開会します。

本委員会に、町長、副町長、教育長、その他関係職員の出席をいただいております。

開会に当たり、町長から挨拶をいただきます。

辻村町長。

○町長(辻村 修一) 教育民生常任委員会に付託をいただいております議案第7号ないし議案第10号までの議案について審査を賜ります。よろしくお願ひいたします。

○委員長(谷口 和也) 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、井上容子委員、前川さおり委員の2名にお願いします。

日程第1 議案第7号 玉城町使用料条例の一部改正について

○委員長（谷口 和也） それでは、議事に入ります。

まず、議案第7号 玉城町使用料条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由及び補足説明は、既に本会議の中で行われております。追加説明があればお願いをいたします。

（「ございません」と呼ぶ声あり）

○委員長（谷口 和也） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

井上委員。

○委員（井上 容子） 井上です。

部屋の名称のみの改正となっておりますけれども、利用料についての改正の検討はされたのかと、受付事務の人件費や冷房費など電気代についての実費計算はされたのかお伺いします。

○委員長（谷口 和也） 教育委員会事務局、梅前事務局長。

○教育委員会事務局長（梅前 宏文） 教育委員会、梅前。

ご質問のことなんですけれども、今回、提案のときにも説明いたしましたように、中央公民館の改修に伴って部屋の名称を変更したことから、名前を改正するものでございましたので、そういった検討はございませんでした。

以上でございます。

○委員長（谷口 和也） よろしいですか。

井上委員。

○委員（井上 容子） 以前から近隣と比べて利用料が安いということで、何かのタイミングで利用料の見直しを提案させていただいていたんですけれども、その辺は、もうどのタイミングで考えていらっしゃるかお伺いします。

○委員長（谷口 和也） 梅前事務局長。

○教育委員会事務局長（梅前 宏文） 教育委員会、梅前。

たしか電気代を一旦このように改正させていただいたのが10年前だったのかなというふうに記憶しておるんですね。

確かに使用料のほうなんですけれども、現在、在住在勤であれば無料というふうになっておって、あと電気代と、あと冷暖房ですね。そちらのほうで料金を徴収しておって、住民の方からも、逆に活動が多い分、もう少し電気代何とかならないかとか、そういった相談も受けておるので、ちょっと利用料のほう、まだ先に検討のほうもなるのかなというふうに認識をしております。

（「先」と呼ぶ声あり）

○教育委員会事務局長（梅前 宏文） 先に、まだまだ先に検討することになるのかなというふうに認識をしておるところです。

○委員長（谷口 和也） よろしいですか。

ほかに。

よろしいでしょうか。

(「進 行」と呼ぶ声あり)

○委員長(谷口 和也) では、以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本案に対し討論通告が提出されておりますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

井上容子委員。

○委員(井上 容子) 井上です。

委員長のお許しをいただきましたので、議案第7号 玉城町使用料条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正は、改修に伴う名称変更とのことですが、改修に伴う使用料、電気料の改正がなされておられません。以前からご提案させていただいておりますとおり、施設改修の機会に使用料、電気料も改正を行うタイミングであると考えます。

以前より玉城町在住在勤の方に施設使用料免除とされてきました。健康福祉の観点からはとてもすばらしい取組だと思っておりますし、生涯学習に取り組むよいきっかけとなっていたことは間違いないかと理解しております。

しかし、本来でしたら、いろいろと経費のかかる施設維持費を徴収せずに無料とすることは、施設を利用できる人だけの偏った税金の使い方となります。一人でも無料で部屋を借りられるのだから、会費を払って団体に所属するつもりはないという意見もあり、たまスポなど団体の人員確保の妨げとなっております。

また、多くの方に部屋を借りるときにお金を支払うという概念がないために、貸スペースを検討されている方の商売の妨げとなることがあります。

これらのことから、社会教育の観点からはあまりよい取組とは言えないと感じております。

ほかの委員から修正動議にしてはどうかとの提案もいただきましたが、改修による経費計算などの準備ができませんでしたし、優遇方法においても、生涯教育登録団体は利用免除とか、町民の利用料半額など優遇方法もいろいろございますので、今回は条例改正内容への反対という立場で、私の反対討論とさせていただきます。

○委員長(谷口 和也) 次に、賛成討論の発言を許します。

坂本稔記委員。

○委員(坂本 稔記) 議案第7号 玉城町使用料条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例改正につきましては、中央公民館改修工事に伴う各室の形態変更のため、その内容に合わせ改正するものであり、この部分については、旧態依然と変わらないものと考えます。

また、体育センターの使用料については、利用形態の実情に応じた改正であり、より住民の利便性を考慮した結果と考えます。

以上の理由をもちまして賛成討論とさせていただきます。

○委員長（谷口 和也） 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○委員長（谷口 和也） 挙手多数です。

したがって、議案第7号 玉城町使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について

○委員長（谷口 和也） 次に、議案第9号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由及び補足説明は、既に本会議の中で行われております。追加説明があればお願いします。

（「特にございません」と呼ぶ声あり）

○委員長（谷口 和也） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

よろしいでしょうか。

（「進 行」と呼ぶ声あり）

○委員長（谷口 和也） 以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○委員長（谷口 和也） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり決定することになりました。

日程第3 議案第10号 玉城町介護保険条例の一部改正について

○委員長（谷口 和也） 次に、議案第10号 玉城町介護保険条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由及び補足説明は、既に本会議の中で行われております。追加説明があればお願いをいたします。

（「特にございません」と呼ぶ声あり）

○委員長（谷口 和也） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

前回の介護保険料の改定のときに、その段階に応じて、段階が変わったときに1万円近く増額になった方々もお見えになりました。今回の改定で、そのような方がおられるのか、おられないのかお聞きします。

○委員長（谷口 和也） 答弁はどちらでしょうか。

保健福祉課、見並参事。

○保健福祉課参事（見並 智俊） 保健福祉課、見並。

今回、所得段階というところで、11段階から13段階というところで変更させていただいております。この関係で、条例改正の中で提案をさせていただいておりますが、軽減措置後の金額というふうなことで設定をさせていただいております。

今回、今まで11段階だったものを13段階にすることに伴いまして、この軽減がかかる方の月額保険料、また年間の保険料というのが安く設定できるというふうな特典もございまして、そのようなことで、今回、国の内容に準じて制定をさせていただいております。

○委員長（谷口 和也） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

では、その軽減措置に当たらない、一般的に上がるだけの方についての町として軽減措置または値上げに対する、コロナ明けということもありますので、皆さんそんなにお財布の中、余裕ないと思うんですけども、そのような政策のほうを今後考える、また今、考えているとかいうのがありましたら、お答えください。

○委員長（谷口 和也） 見並参事。

○保健福祉課参事（見並 智俊） 保健福祉課、見並。

こちら、実は保険料引上げを今回440円月額でさせていただいております。大変コロナ禍が終わりまして、まだまだ経済状況、厳しい状況というのはこちらとしても感じておるわけですが、今後、高齢化社会というふうなところで、被保険者数、また介護認定者数というのが増える見込みというふうな考えてございます。

基金というのも、今現在、1億9,600万円ほどございますが、そのうち、この第9期保険料におきまして5,800万円ほど繰入れを行うというふうな計画をさせていただいておりますが、全てこの基金を使い切るというふうなことになりますと、先ほど私が申し上げましたように、まだまだこれから要介護認定者数というのは増えてくるということが見込まれることから、次回の第10期、また11期の介護保険事業計画の中で相当引上げをしていかななくてはならないというふうな事態も考慮いたしまして、今回につきましては、近隣並みの金額というふうなことで、標準の金額を設定させていただいたというところでご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（谷口 和也） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○委員長（谷口 和也） では、以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（谷口 和也） 挙手多数です。

したがって、議案第10号 玉城町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

これをもって本委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○委員長（谷口 和也） 異議なしと認めます。

これで教育民生常任委員会を閉会します。

本会議での委員長報告については、審議内容は議事録をご覧ください。主な事項及び結果の報告とさせていただきますので、ご了承願います。

ご苦労さまでした。

（午前9時47分 閉会）